

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（国の事業）について

一 國學院大學北海道短期大学部版申請要項一

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）が、令和 2 年 5 月 19 日閣議決定されました。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少などにより、修学の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行うものです。

この給付金の対象となる学生は大学事務局に申請し、大学が審査・推薦の上、採用者に対し日本学生支援機構から支給（振込）されます。

申請にあたっては、文部科学省作成の『「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き』（以下、「申請の手引き」）を熟読し、本学が定める下記要項に則り手続きを行ってください。

記

【給付金額】

住民税非課税世帯の学生 20 万円

上記以外の学生 10 万円

【支給対象者の要件（基準）】

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの下記要件を満たす、修学の継続が困難となっている学生。

1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）
 - ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
 - ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
 - ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
 - ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
 - ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の 50%以上減少）している
 - ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が

可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者

3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦ 留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。(「外国人留学生学修奨励費」等と同様。)

1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること

2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること

3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること(入学料・授業料等は含まない。)

4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

2. 上記 1 を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

(※ 1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上(授業料を含む)を目安とします。

(※ 2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(※ 3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※ 4) 2020 年 1 月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※ 5) 第 I 区分、第 II 区分、第 III 区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第 I 区分...あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること

第 II 区分...あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること

第 III 区分...あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること

【申請書類】

下記書類を大学に提出（郵送のみ）すること。なお、下記①・②及び「申請の手引き」は下記または様式集より各自ファイルをダウンロードしてください。（事務局窓口にて配布いたしません。ご注意ください。）

- ① 学生支援緊急給付金申請書（様式1）
- ② 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（様式2）
- ③ 支給要件を満たすことを証明する書類（※）

※詳細は『「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き』のP.7 参照すること。

【申請方法】

上記申請書類を下記宛先まで、簡易書留・特定記録等、記録の残る形態で郵送すること。封筒は角2サイズ。封筒の表面に朱字で「学生支援緊急給付金 願書在中」と明記すること。申請には締め切りがあり、郵送事情を考慮し余裕をもって手続きを行うこと。

【宛先】

〒073-0014

北海道滝川市文京町3丁目1番1号

國學院大學北海道短期大学部 学生支援課 宛

【申請締切】

令和2年6月8日（月）郵送必着

【審査・推薦】

申請書類を審査し、要件に合致すると大学が判断した者を、大学毎に割り振られた推薦枠内で推薦します。

【支給方法】

申請書記入の学生本人名義の口座への振り込み。

口座への振り込みをもって、支給決定通知に代えます。

【虚偽申請その他不正について】

万が一申請内容に虚偽があった場合には、返金を求められます。事実に基づいた正しい情報を申告してください。

【本件に関する問い合わせ先】

学生支援課 [TEL:0125-23-4111](tel:0125-23-4111) (平日：9：00 ～ 17：00)

【様式集】

- ① 『「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き』
- ② 学生支援緊急給付金申請書（様式1）
- ③ 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（様式2）

※この他に別途必要書類がありますのでご用意ください